

再びナジユラーンの迫害について

——関係史料の再検討——

部 勇 造

はじめに

筆者は先に前後二篇の論稿を発表し、六世紀前半に南アラビアの都市ナジユラーンで行なわれた、ユダヤ教徒のヒムヤル王ユースフ・ズー・ヌワースによるキリスト教徒迫害の年代について論じた。そこでも記したように、現在迄に知られているこの迫害に関する主要史料は、所謂『シメオンの書簡』⁽¹⁾（以下「第一の書簡」と略称）、同じシメオンの作と主張される所謂『第二の書簡』、『アレタス殉教録』、『ヒムヤルの書』の四文書で、筆者も主としてこの四史料の中の年代に関する記事の比較・検討を通じて、ナジユラーンの迫害は西暦五二三年十一月二十四日前後に行なわれたという結論に達した。しかしその後、右記の論稿脱稿後によつやく入手出来た今からおよそ百年前のアレヴィイ氏の論稿に触発されて、これらの史料の記事を再検討した結果、『アレタス殉教録』を除く他の三史料の性格と史料相互の関係について、旧稿執筆当時とは異なる見解を抱くに至つた。そこで以下においては

再びナジユラーンの迫害について

部

この新見解を史料毎に順次示し、最後に、このような見解の変化によって先に迫害の年代について得た結論がどのような影響を受けるのかを記したい。

一、『第一の書簡』

ペート・アルシャームの主教シメオンからガッブーラーの大修道院長シメオンに宛てた書簡と伝えられるこの文書は、一八八一年にグイディ氏により校訂本が刊行された⁽³⁾が、それ以前にも年代記や教会史の類を通じて教種の異本が伝えられていた。そしてグイディ本の刊行前後の時代にあつては、この書の真贋如何について有力な学者の間で意見が分かれていた。たとえば、ネルデッケ氏⁽⁴⁾やディルマン氏⁽⁵⁾が、これを確かにシメオンの書と認めその史料的価値を高く評価したのに対し、モルトマン氏⁽⁶⁾やアレヴィ⁽⁷⁾氏はこれらの点に関し懷疑的で、ナジユラーンでキリスト教徒の大規模な迫害が行なわれたこと自体にも疑問を呈した。しかしその後、一九一四年にモベルク氏によって『ヒムヤルの書⁽⁸⁾』が発見・刊行される一方で、一九五〇年代以降、ズー・ヌワースのキリスト教徒迫害に直接言及した南アラビア碑文(Ry 507, 508; Ja 1028)⁽⁹⁾が相次いで発見・発表されたことによつて、ナジユラーンの迫害の歴史性が最早疑いえぬものとなるとともに、この事件を伝える『第一の書簡』に対する信頼も高まつた。さらにその後、一九七一年にシャヒード氏により、『第一の書簡』と同じ作者の手になると主張される『第二の書簡⁽¹⁰⁾』が発見・刊行されるに及んで、『第一の書簡』をシメオンの作とする意見は非常な勢いを得た。現在のところ、『第二の書簡』をシメオンの作と主張するシャヒード説には異論が少くないが、『第一の書簡』の作者

と記事の内容の真正性については、一部に尚疑いを抱く者がいるとはいへ、大勢はこれを認める傾向にある。そこで筆者も旧稿において、この通説が正しいという前提のもとに、「第一の書簡」についての史料批判を十分に行なわぬまま議論を進めてしまったが、現在では、これは方法的にも大きな誤りであつたと認めざるをえない。以下に示すように、右の通説には大きな修正を施す必要があるというのが、シメオンの作と言われる二文書を改めて比較・検討した結果得られた結論である。

〔1〕『書簡』に関するシャヒード説批判

さて、シャヒード氏の分析⁽¹³⁾によれば、ベート・アルシャームの主教シメオンは、ガツブーラーの大修道院長シメオンに宛てて数ヶ月の間に続けて三通の書簡——シャヒード氏はこれをR(現存しない)・S(=『第一の書簡』)・G(=『第二の書簡』)と略称している——を書き送つた。先ず、ヒーラの王アル・ムンジルがビザンツ皇帝の使節団と会見したラムラにおいて、その会見の直後に第一便Rが認められ、その中には前文の後に、会見の場で披露されたヒムヤル王からアル・ムンジルに宛てた書簡の載録、書簡の披露後にアル・ムンジルがキリスト教徒達に向かつて発した言葉とそれに対する部下のキリスト教徒指揮官の返答の載録、会見の本来の目的であるヒーラの王との交渉に関する報告が続き、最後に末文として同志の単性派聖職者達への激励の伝言が記されていた。その後ヒーラに戻つたシメオンは、そこで再び同じ大修道院長宛てに第二便Sを認めたが、その中では前便Rの記事の多くの部分が再録される一方で、ナジュラーンからヒーラに帰還した使者がもたらした新たな情報が付加えら

れていた。さらにその数ヶ月後、今度はヒーラに敵対するガッサーン朝の根拠地グビーター（アル・シャービヤ）から、前便Sよりの抜粋とS発信後に作者が新たに入手した情報からなる、第三便Gが書き送られた。以上がシャヒード説の骨子である。

先ず、シメオンが既にラムラから最初の書簡を送っていたことを指摘するとともに、その第一便Rの内容を再構成したシャヒード氏の功績は多とせねばなるまい。しかし、氏がSと略称する『第一の書簡』が、氏の主張するようにシメオン自身によつて記されたとは認め難い。筆者の見るどころでは、この書はむしろ、シメオンがラムラから発した書簡（以後Sⁱと略称）『シャヒード氏のR』と、ヒーラ帰還後に彼が新たに入手した情報を書き送った書簡（以後S^jと略称）をもとに、作者とは別の人物によつて後日編まれたものと思われる。筆者がそのように判断するのは次のような理由による。

(1) 一般的に言つて、前便の記事の大部分を、僅か一月足らず後に同じ人物に宛てた書簡の中で、再び繰返すということはあまりない。したがつてシメオンの第二便には、主として彼がヒーラで入手した新情報が記されていたと考える方が理に叶つている。

(2) シャヒード説に従えば、シメオンは既に第一便の一部として写しを送つたヒムヤル王の書簡を、第二便の中に再録したのみならず、再録に際して、彼がヒーラで得た新情報のかなりの部分を、あたかもそれらが元来ヒムヤル王の書簡の一部であつたかのようないきなり組入れたため、第二便（シャヒード説では『第一の書簡』）を通じて我々に伝えられているこの書簡は、実際にヒムヤル王がアル・ムンジルに書き送つたものよりは数倍長く、ま

た構成にも無理のあるものになつてゐるといふ。しかし、第一便を通じて問題の書簡の写しを既に入手しているガツブーラーの大修道院長を相手に、シメオンは何故このような勞を執らねばならなかつたのか、全く理解出来ない。第二便では、ヒーラで得た新情報だけを、前便への追加として書き送ればそれで十分用は足りたのではないか。

(3) 『第一の書簡』の作者は、ヒムヤル王の書簡と言われるものを載録した後で、これらすべての事が書簡の中に書き記されていた訳ではなく、一部はこの書簡を携えてきたヒムヤル王の使者がアル・ムンジルの面前で口頭で行なつた報告によつて補なつたと断つてある(グイディ刊テキストの五〇七頁、一二一一三行。以下、頁・行数のみを記す)。しかし事実はこれと異なり、シャヒード氏⁽¹⁴⁾が正しく指摘しているように、この書簡の四分の三を占める貴人達の妻と貴婦人(ダウマ)の殉教に関する記事の大部分は、シメオンが後日ヒーラで得た情報に基いている。もし仮に『第一の書簡』がシメオン自身の作とすると、このような矛盾の生じた理由が説明出来ない。

(4) シャヒード氏も認めてゐるように、『第一の書簡』の最後に記されているシメオンの同志達への激励の伝言は、おそらく元來はラムラ発の第一便に末文として記されていたものであろう。それにしても、『第一の書簡』の所与の文脈の中で、この最後の部分の收まりは悪過ぎる。本文とこの末文とのつながり方は、まるで木に竹を継いだようである。同じ人物に宛てられた二通の書簡の中で、このように文脈の違いを無視して、前便の末文を後便でもそのまま繰返す者が果たしているであろうか。

(5) 『第一の書簡』の中の二箇所で、アル・ムンジルの許に使節団を派遣したビザンツ皇帝の名が記されてい

るが、前文ではこれが誤って「ユスティニアノス」（五〇一、七）と記されているのに対し、本文では正しく「ユスティノス」（五〇七、一四）と記されている。アレヴィ⁽¹⁶⁾氏も既に指摘しているように、もしこの書簡全体がシメオン自身によって記されたものなら、このよつたな不整合も生じにくかったであろう。尚、この問題については本稿の後の部分で再び検討する。

[2] 「書簡」の構成

では次に、シメオン自身の手になる二通の書簡¹S¹及びS²、それに後日これらの書簡よりの抜粹をもとに作者とは別の人物によって編まれた「第一の書簡」の夫々の記事が、どのような要素で構成されていたのかを調べてみよう。

先ず、ラムラ発の第一便S¹（＝R）の構成については、先に記したシャヒード氏の見解を受容れることが出来るが、ただヒムヤル王の書簡と彼の使者の口頭報告との関係についての氏の説には同意しかねる。氏によれば、既に第一便の中で、使者の口頭報告はシメオンによって王の書簡の中にその一部として組込まれてしまっていたという。しかし「第一の書簡」の末文を導く部分（五一四、九一—〇）で、シメオンが明確に「我々は急いでこれ（ヒムヤル王の書簡）の写しを作つてそれを貴方に送つた。」と記しているのを見ると、第一便の中では使者の口頭報告は、まだ王の書簡の中にその一部であるかのような形で組入れられてはおらず、むしろその写しの後に付加えられていたのではないかと思われる。

ヒーラ発の第二便S²では、前文の後に、シメオンが此地でナジュラーンより帰還した使者を通じて入手した迫害に関する新しい情報がいくつか続き、最後に末文として新たな伝言や依頼が記されていたのであろう。情報の源はシャヒード氏⁽¹⁸⁾が明らかにしたように、ナジュラーンのキリスト教徒達によって記されヒーラに戻る使者に託された迫害の記録と、その使者自身の口頭による報告から成っていた。また内容的には、ハーリスとその同士達、彼等の妻達、及び貴婦人ダウマの三つの殉教譚で構成されており、後二者夫々の中には三才の幼児に関する挿話とダウマの九才の娘の挿話が含まれていたと思われる（この点後で再び触れる）。

最後に、「第一の書簡」の構成要素とその夫々の出處について筆者は次のように考える。

(1) 前文（五〇一、四一一）——作者が「再び」（同頁、四）という語で書き出していることや、その少し後に「前便」（同頁、八）への言及があるのを見ると、この前文のテキストは元来は第二便S²の前文であつたのである。とはいっても、この前文にも後代の改竄の可能性を示唆する箇所が二つある。その第一点、シメオンがヒーラからラムラに出発した日付「二十日、後のカーヌーン、これはアレクサンドロスの〔即ちセレウコス暦の〕八三五年」（同頁、四一五）について、アレヴィ氏⁽¹⁹⁾は大凡次のように述べている——「シメオンが書簡の中で出発の日を示すには、『今年の後のカーヌーン月の二十日』と記せば十分で、それが何年かということを態々明記する必要があつたとは考えられない。なんとなれば、書簡を認めているその年が何年かということは、通常書簡の末尾に月・日とともに記される日付により明らかなのであるから。したがって、『アレクサンドロスの八三五年』は『今年』に換えた後代の改竄で、原本のこの部分には年は明示されていなかつたと思われる。」次に問題になるのは、既に記し

たように、アル・ムンジルの許に使節団を派遣したビザンツ皇帝の名が、前文では誤って「ユスティニアノス」と記されている点である。この点に関しアレヴィ⁽²⁰⁾氏は、「ここで実際に問題になっているのは、東方世界の人々がユスティニアノス一世と呼びならわしていたユスティニヌス帝である。しかし」このような呼称は、「ユスティニヌス帝の時代ではなく、早くとも」後のユスティニアノス帝の治世になつてから生まれたものである。」と述べ、これを『第一の書簡』偽作説の一つの論拠としている。以上二点のうち、後者は後代の写字楼の不注意に基づく原本の改竄とも解せるのに対し、前者の場合は事情が異なる。問題の「アレクサンドロスの八三五年」という字句が『第一の書簡』のみならず『第二の書簡』にも見えるところから、むしろこの字句は、後で示すようにこの両書の編者に共通の資料であつたシメオンの第一便^Sの何処かに、既に記されていたのであろうと思えるのである。尚、この問題についてはさらに後述する。

(2) ビザンツ使節団のヒーラからラムラへの旅とヒムヤル王の使者の来着に関する報告^{ヘ五〇一、一一五〇一、一〇一—S}に由来。

(3) ヒムヤル王の書簡と言われるものの載録^{ヘ五〇二、一一五〇七、一一一—}この書簡の構成については、シヤヒード⁽²¹⁾説に従うことが出来る。それによれば、ここでヒムヤル王の書簡と呼ばれているものは、情報の出處という点から見れば、実は次の三要素から成つており、そのうちの後二者が、貴人の妻達と貴婦人(ダウマ)の殉教譚^{ヘ五〇三、一七一五〇七、一}に材料を提供している。

(a) ヒムヤル王の書簡に実際に書かれていた記事^{ヘ五〇一、一一五〇三、一七一五〇七、一一一—}—Sに

由来。

(b) 彼の使者の口頭報告——S¹に由来。

(c) シメオンが後日ヒーラにおいて入手した情報——S²に由来。

(4) 載録された書簡に關する補足説明（五〇七、一一一三）——この部分はS¹から採られたと見てよいが、S¹にも『第一の書簡』の原本にもなく、後代の加筆と思われる部分も少なくない。アレヴィ⁽²²⁾氏は、ここに記されているビザンツ皇帝名「ユスティノス」、北シリアのレサファの主教名「セルギオス」、殉教した貴婦人名「ダウマ」は、いずれも『第一の書簡』の原本にはなかつたと断じている。このうちセルギオスの名は、『第一の書簡』の前文に記されておらぬだけでなく、『アレタス殉教録』の第二十五—二十六節に列挙されているラムラの会見への七名の列席者⁽²³⁾の中にも——旧稿で示したように、この『殉教録』の作者は『第一の書簡』を主要資料として使用したにも拘らず——見えない。このような点から見て、この主教は實際にはラムラの会見には列席しておらず、また『第一の書簡』の原本にもこの主教の名は記されていなかつたと思われる。それにも拘らず、『第一の書簡』の現存テキストの中にこの主教の名が見えるのは、レサファがアラビア人キリスト教徒の聖地としての名を高め、四方より多くの巡礼者を集めようになつたある時点で、ある写本のこの部分に挿入されそのまま現在に至つているのである⁽²⁴⁾。

(5) アル・ムンジルがキリスト教徒達に向かつて發した言葉とそれに対するキリスト教徒指揮官の返答の載録（五〇七、一一一五〇八、二〇）——S¹に由来。

再びナジュラーンの迫害について 部

(6) ヒーラで入手した情報に基くことが明記されているハーリスと同士達の殉教譚・三才の幼児に関する挿話・ダウマの九才の娘の挿話（五〇八、二〇一五四、八）――S²に由来。

(7) 同志の聖職者達へのシメオンの激励の伝言（五一四、八一五一五、一六）――S¹に由来。

このように見てくると、「第一の書簡」の編者は、相互補完的なシメオンの二通の書簡S¹・S²を資料として、護教的・宣教的な一篇のキリスト教徒殉教録を編むことを企図していたのではないかと思われる。そうとすれば、シャヒード氏も推測しているように、ヒーラで入手された情報に基く貴人の妻達と貴婦人（ダウマ）の二つの殉教譚が、「第一の書簡」の中では、本来の文脈から切り離されてヒムヤル王の書簡の中に組込まれてしまったのは、編者の文学的意図によるのかもしれない。⁽²⁵⁾ しかしこの点については別の理由による説明も可能なので、後で再び検討したい。いずれにせよ、諸史料を通じて知られる迫害の経過や、「第二の書簡」の構成などから見て、右記の二つの殉教譚がS²の中でハーリスと同士達の殉教譚の後に置かれていたということは、まず間違いない。

それではS²の中では、この二つの殉教譚と、三才の幼児とダウマの娘に関する二つの挿話とは如何なる関係におかれていたのか。先ず筆者は、三才の幼児の挿話は本来貴人の妻達の殉教譚の一部で、その冒頭に置かれていたと考える。以下がその理由である。

(1) 「第一の書簡」の中では、女達の殉教譚が「その後我々は彼等の妻達を外に出させ、彼女達に〔次のように〕言つた。」（五〇三、一七）とどう書き出しで始まっている一方で、幼児の挿話の中でその子の母親は、処刑される為に外へ出た（五一一、一一）と記されている。

(2) 『第二の書簡』の中で、この殉教譚は幼児の挿話のすぐ後に置かれている。ところで、「それから王は女達の方を向いて彼女達に〔次のように〕言つた。」という書き出しでこの殉教譚が始まっているのを見ると、女達は既に王の前にひき出されていて、問題の幼児の一件も彼女達の目前でおこつたことになる。

(3) 『第二の書簡』の中で、幼児の挿話の前半は、写本が欠けていて事情が明らかでないが、現存する二つの『書簡』の相対応する部分を比較・対照することにより、次のように復元することが出来る。即ち、ハーリスと彼の同士達の殉教譚に統いて、彼等の妻達のそれが「その後王は彼等の妻達を外に出させ……」という書き出しで始められた。そして、王の前にひき出されたその女達の中に、問題の幼児を伴つた母親が居た。幼児と王とのやりとりに関する挿話はここに置かれた筈である。そしてこの幼児が王の部下に委ねられ一件落着した後で、「それから王は女達の方を向いて〔次のように〕言つた。」という書き出しで、女達の殉教譚が再開されるのである。

(4) 理由は後で説明するが、通説と異なり筆者は、『第一の書簡』ではなく S^2 こそが『第二の書簡』の編者の使用した中心資料で、この書に載録されている貴人の妻達の殉教譚も出典は S^2 であつたと考える。したがつて、この『第二の書簡』の中で、三才の幼児の挿話が女達の殉教譚の冒頭に置かれていたとするならば、原典の S^2 の中でも事情は同様だったのではないかろうか。

次に、 S^2 の中での貴婦人の殉教譚と彼女の娘の挿話との関係はと言えば、右に挙げた最後の説明を適用して、ここでも『第二の書簡』の中の両記事の関係から、両記事の出典の S^2 における事情も窺えると言いうるのではないかろうか。

さて、『第一の書簡』の構成に関し、少なくとももう一つの問題が未解決のまま残されている。既述の如く、この『書簡』の中に載録されている、ヒムヤル王からアル・ムンジル宛てたと言われる書簡の記事のうち、貴人の妻達と貴婦人の殉教譚は、実はヒムヤル王の書簡とは別の資料を出處とする二つの要素——S¹に由来するヒムヤル王の使者の口頭報告とS²に由来するヒーラにおいて入手された情報——によって構成されている。このことを明確に指摘したのはシャヒード氏の功績と言えるが、では具体的に二つの殉教譚のどの部分がどちらの情報源に由来するのかということは、氏も明らかにしていない。右で述べた残された未解決の問題とは、この点である。

後述するように、筆者が第一・第二の両『書簡』を比較・分析した結果によれば、『第一の書簡』の編者のみならず、『第二の書簡』の編者もシメオンの第二便S²を主要資料として使用していたが、両者はこの他には共通の資料を有していなかつた。したがつて、二つの『書簡』を比較して、両者の中に同じ記事を見出した場合には、その記事はS²を出典としていると判断してよいであろう。それに対し、片方の『書簡』にしか見出せぬ記事は、S²以外の資料に依つたものと考えられる。『第一の書簡』にのみ見られる記事の場合、その出處はおそらくS¹であるが、『第二の書簡』の場合については後述する。

そして右の考證に基いて、『第一の書簡』の中の問題の二つの殉教譚を、『第二の書簡』の中のこれに対応する部分に比較することを通じて、この殉教譚を構成する二つの要素を次のように分離することが出来る。

(1) 『第一の書簡』の記事のうち、『第二の書簡』の中に対応する記事を見出せる部分=S²に由来する記事=ヒーラにおいて入手された情報

(a) 五〇三、一七一一五 (=『第一の書簡』のVC、一二三一四五)

(b) 五〇四、一一五 (=VC、四四一VI A、七)

(c) 五〇四、九一五〇六、二五 (=VIA、一二一三/VII A、一〇一VII C、五〇/VIII A、二九一四五)

(2) 『第一の書簡』にしか見られぬ記事 = S¹ に由来 = ヒムヤル王の使者の口頭報告から得られた情報

(a) 五〇三、二五一五〇四、一

(b) 五〇四、六一九

(c) 五〇六、二五一五〇七、一

右の分析結果より直ちに看取出来るのは、ヒムヤル王の書簡の中に組込まれた貴人の妻達と貴婦人の殉教譚は、その材料の殆どを、ヒーラにおいてナジユラーンより帰還した使者を通じて入手された情報に負っているということである。それに対し、もう一方のヒムヤル王の使者の口頭報告はと言えば、『第一の書簡』の中のヒムヤル王の書簡への補足説明を見ても、S¹の中ではこの報告から採録された記事はもつと多かつた筈であるのに、『第一の書簡』の編者はそのほんの一端しか採用しなかつたようである。そこから見て、この編者は『第一の書簡』を編むにあたって、S¹でヒムヤル王の書簡に付加えられていた彼の使者の口頭報告の大部分を、S²から抜いた記事によって置換えてしまつたのではなかろうかと思われる。ヒムヤル王の使者の報告が、キリスト教徒にとつては極めて惡意に満ちた聞くに耐えぬものであつたことは、右記の補足説明にも記されている。そこで、先にも述べたように護教的・宣教的な殉教譚を編もうとしていたこの編者は、同一の事件を記録するにも、加害者側の証言で

はなく被害者のキリスト教徒側のそれに拵ることを適當と考え、ナジユラーンより戻った使者のもたらした情報の一部を、強引に『書簡』の前半部に組入れて、ヒムヤル王の使者の報告に置換えてしまつたのではないか。

〔3〕 年代関係の記事

以上の内容分析を踏まえた上で、最後に『第一の書簡』の中の年代に関する記事を再検討したい。先ず説明の便宜上、旧稿の一部を少し形を変えて以下に再録する。

- (A) 「二十日、後のカーメーン、これはアレクサンドロスの八三五年」(五〇一、四一五)——シメオン、ヒーラヨリラムラへ出発。
- (B) 「四旬節第一週の月曜日」(五〇八、一一)——シメオン、ラムラよりヒーラに帰着。
- (C) 所謂『ヒムヤル王の書簡』に記された迫害の経過
- I (a) 「先ず最初に」(五〇二、二六)——主教ペウォロスの遺骨焼却。教会に放火し中に居た者達を焼殺。
- I (b) 「次いで」(五〇三、三)——貴人達、彼等の長(ハーリス)とともに殉教。
- I (c) 「次いで」(同頁、一七)——彼等の妻並びに修道女達の殉教。
- II 「三日目に(=翌々日)」(五〇四、一二)——貴婦人(ダウマ)が娘達の父に「三日」(五〇六、五)死に後れたことを詫びつつ二人の娘とともに殉教。
- (D) ナジユラーンより戻った使者のもたらした情報によると、ハーリスは斬首される前に、「我等の神キリストが、

今日、焼け落ちた教会を再建されますよ。……（中略）……我等の神キリストが、今日、遺骨を焼き棄てられた聖マール・パウロスに代わる主教をこの町に遣わされますよ。」（五一、一二三—二五）と祈願した。

次に、先に行なったこの「書簡」の構成分析の結果に従つて、これらの記事夫々の情報源を求めるに次のようになる。

(1) シメオン——(A)及び(B)。但し、シメオンのヒーラ出発の本来の日付には、アレヴィ氏の主張するように「アレクサンドロスの八三五年」という字句はなく、後に『第一の書簡』が編まれた際に、その編者により(A)に見られるような形で書入れられたと考えられる。とはいっても、既に述べたように、この字句も²Sに由来するという点では本来の日付と同様なので、(A)の記事のどの部分も結局その情報の源はシメオンということになる。

(2) ヒムヤル王の書簡——(C)のI(a)(b)。

(3) ナジュラーンよりヒーラに帰還した使者、しかしそれ正確には、ナジュラーンのキリスト教徒達が記してこの使者に託した記録と、使者自身の口頭報告——(C)のI(c)・II、及び(D)。

ところで、「第一の書簡」がナジュラーンの迫害の数ヶ月後にシメオン自身によって認められたものではなく、後代——とはいっても、『アレタス殉教錄⁽²⁸⁾』の作者がこれを資料として使用していることや、転写の際のレサファの主教セルギオスの名の書入れなどから見て、この『第一の書簡』の成立も、迫害から遅くとも十年内外しか隔たつていなかつたと思われる——の編者の手になることが判明した以上、最早これを一次資料と呼ぶことは出来ぬであろう。しかしそれでも尚、この「書簡」はナジュラーンの迫害の年代を論ずるにあたつて最も信頼のおける重

再びナジュラーンの迫害について

蔚

要史料であると筆者は考える。何故なら、この後見る他の三史料が、いずれもさるに後代の編纂物で、記事の出處が不明な場合や明らかに既に改竄された文書を資料としている場合が多いのに對し、この『第一の書簡』は、シメオンが事件の数ヶ月後に加害者・被害者双方の当事者から得た生の情報に基いて記した、二通の書簡の記事をもとに編まれたものだからである。勿論、たとえシメオンが情報を正確に自身の書簡の中に載録し、またそれを『第一の書簡』の編者が忠実にその書の中に再録したとしても、シメオンが入手した情報にそもそも最初から誤りが含まれていたかもしだれぬという可能性を考慮に入れると、この『第一の書簡』の記事といえども全面的に信用出来る訳ではないということは理解に難くない。右で三つに分類した記事のうち、その危険性のないのはシメオン自身を情報源とするものだけである。そこで以後迫害の年代を論ずるに際しては、右の事情を考慮し十分な注意を払いつつも、原則としては『第一の書簡』の記事を基礎に議論を進めていくという方法をとりたい。したがつてもし他の史料の中に、この『書簡』の記事と全く相容れぬ記事があつた場合には、後者を積極的に支持する論拠が見出せぬ限り、これを誤伝として退けることにする。

さて、『第一の書簡』の冒頭に記されているシメオンのヒーラ出発の日付は、シメオン自身が情報源であるだけに信憑性は高く、決定的な反証が提出されぬ限りは、これを真正なものとして受容れてよいであろう。この日付より逆算すれば、ナジュラーンで迫害の行なわれたのは西暦五二三年の秋ということになる。

迫害の経過に関しては、旧稿での議論が殆どそのまま有効である。『第一の書簡』の記事に従う限り、殆どすべての出来事（I(a)(b)(c)）は同じ日——ダウマと娘達の殉教（II）の前々日——のうちに続いておこったと判断せざ

るをえない。つまり迫害は一日の間を置いて一日に分けて行なわれたことになる。

二、『第二の書簡』

既に記したように、一九七一年にこの書の校訂本を刊行したシャヒード氏によれば、これはシメオンがガップラーの大修道院長宛てに送った三通目の書簡で、内容的には、第二便（氏によれば『第一の書簡』）からの抜粋と、シメオンが第二便発信後に新たに入手した情報から成っていた。しかし筆者は、このいずれの点についても氏の説には従うことが出来ない。

先ず、『第一の書簡』と『第二の書簡』に共通点が見出せるにしても、それは両書の編者が共にS¹を主要資料としたからであつて、『第二の書簡』の編者——後で説明するようにこれはシメオンではない——は、S¹も『第一の書簡』も資料として使用していない。筆者がそのように考えるのは次の理由による。

(1) 既にシャヒード氏も指摘しているように、『第二の書簡』の記事の中には、S¹（＝R）に由来することが明らかな要素が全く見当たらない。しかしもし仮に、『第一の書簡』が『第二の書簡』の編者により資料として使用されていたとするならば、前者の記事の二大出典の一つであったS¹の記事の少なくとも断片程度は、後者の中に見出せる筈ではなかろうか。それが全く見当たらぬというのは、S¹はもとより『第一の書簡』も資料として使用されなかつたことのなによりの証拠と言えよう。

(2) 『第二の書簡』の中で三つの主要殉教譚——即ち、ハーリス、貴人の妻達、及び貴婦人のそれ——は、殉教

再びナジユラーンの迫害について 蘭

譚の一部を成す二つの挿話とともに、迫害の時間的順序に従つて正しく配列されている。これは『第一の書簡』における事情とは全く異なるが、他方 S^2 とは共通である。

次に、『第二の書簡』の作者はシメオンではない。即ちこれは彼の第三の書簡ではない。その理由は、

- (1) 『第一の書簡』を論じた際既に述べたように、前便の記事のかなりの部分を、僅か数ヶ月後に同じ人物に宛てた書簡の中で、そつくり繰返すことは通常考えられない。
- (2) 旧稿でも強調したように、『第二の書簡』の中の年代に関する記事は、ただ単に『第一の書簡』のそれ——即ち S^1 及び S^2 のそれ——と矛盾しているばかりでなく、内部的な整合性さえ著しく欠いている。これらの矛盾や不整合は、『第二の書簡』が S^1 と S^2 の作者であるシメオン自身によって、これらの書簡執筆の僅か数ヶ月後に認められたにしてはあまりにも大きすぎる。

このように、『第二の書簡』の作者はシメオンでないとしても、少なくとも理論的には、シメオンが第二便発信後に新たに入手した情報をもとに第三の書簡(S^3)を認め、それが S^2 とともに後代の『第二の書簡』の編者の資料となつたということはありうる。しかしその場合にも、この『書簡』の年代に関する記事の矛盾・不整合がこの仮説にとっての大きな障害となる。少なくとも、『第二の書簡』の中の年代関係の記事のうち、『第一の書簡』のそれと矛盾する部分は、『第二の書簡』の原本ではなく後代の改竄の所産であることを認めなければ、この『書簡』の中の新情報は(S^3)に由来すると主張することは出来ない。

さて以上の事情を踏まえた上で、『第一の書簡』の中の年代に関する記事(詳細は旧稿参照)を改めて調べてみよ

う。先ず、ナジュラーンでキリスト教徒迫害が行なわれた年代について、旧稿で述べたように、この『書簡』には西暦五一八年、五二二年、五二三年という三つの可能性が示されている。ナジュラーンの迫害に関する他の三史料、就中この後で検討する『アレタス殉教録』の記事などを見ても、どうやら六世紀の中頃には既に、迫害の年代に關しこれら三つの伝承が流布していたようである。しかしこれら三年代のうち、第一・第一の両『書簡』が拠つた共通資料²に由来すると思われる「アレクサンドロスの八三五年（西暦五二三年）」の他は、その出處が明らかでない。また、この出處不明の二年代が、『第二の書簡』に最初から記されていたのかどうかも不明である。

迫害の経過に關しては、『第一の書簡』の場合同様、ここでも旧稿での議論が殆どそのまま有効である。『第二の書簡』の編者は、迫害が火・水・日曜の三日にわたって行なわれたという伝承と、金・日曜の二日に分けて行なわれたという前者とは相容れぬ伝承を、無理に調整することもせず、そのまま並記している。後者は、先に『第一の書簡』を論じた際の分析結果に従えば²に由来する記事で、出典が明らかであるというだけでなく、二つの殉教に挾まれた日がユダヤ教徒の安息日の土曜日で、その日には如何なる出来事も報告されていない理由がよく理解出来、したがつて伝承が事實を正しく伝えている可能性は強い。それに対し、もう一方の伝承に従うと、水曜と日曜の間に三日間の空白の生じた理由が説明出来ない。

三、『アレタス殉教録』

この史料については、旧稿前篇における議論が殆どそのまま有効である。そこにも記したように、作者がこの

書の前半のナジュラーンの迫害に関する部分の記述に、『第一の書簡』を重要資料の一つとして使用したことは明らかになつたが、この『書簡』に由来しない『殉教録』の記事については出處未詳である。但し、この書の作者は『ヒムヤルの書』には全く依拠していない。

本書の古典シリアル語原本の第一節には、エチオピア軍の第一回南アラビア遠征の年代が「第十二財政年度、前のテシリーレンの月（西暦五一八年十月）」と、また第二十節にはハーリスと彼の同士達の殉教の年代が、「後のテシリーレンの月、二十四日、第二財政年度（西暦五二三年十一月二十四日）」と記されていたと思われる。しかるに後代のある写字生が、第一節の年代をナジュラーンで迫害の行なわれた年と誤解し、財政年度を「第十二年」から「第二年」に書變える一方で、同じ誤解に基いて別の写字生が、これに他の二つの年代「ユスティノス帝の第五年（西暦五二三年七月—五二三年七月）」と「シリアルのアンティオキア〔で使用されている暦、即ちセレウコス暦〕によれば八三五年（西暦五二三年十月—五二四年九月）」を付加えた。⁽³⁰⁾ ところで、最古の写本群に属するアラビア語一写本（a 3・a 4）では、財政年度が未だ書變えられず、「第十二年」のままであるにも拘らず、既に他の二つの年代が書加えられているのを見ると、右記の二つの改竄のうち、實際には後者（即ち二年代の付加）の方が先に行なわれたことが判明する。それにしてもこの改竄を行なつた写字生は、何故よりによって相矛盾する二つの年代——一方は五二三年七月に終るのに對し他方は同年十月から始まる——を付加えたのであろうか。またこの二年代を書加える際に、何故これらとは全く相容れぬ財政年度「第十二年」をそのまま放置したのであろうか。いずれにせよこのアラビア語一写本の中では、ナジュラーンの迫害の年代として、五一八年、五二二年、五二三年の三

つの可能性が並記されることになるが、これは『第二の書簡』における事情と同様で、そこでも既に指摘したように、おそらく当時迫害の年代に関して三つの伝承が流布していて、写字生はこれを示す為に、相容れぬ三年代を敢えて並記したのではないかと思われる。とはいっても、ここに記されている財政年度は、もしこれを迫害の年と解した場合には、第二十節末尾のそれと矛盾することは明らかなので、後にさらに別の写字生によつて、今日我々が『殉教録』の標準テキストで見るよう『第二年』に書改められたのであろう。その際同時に月名も第二十節のそれに従つて十一月と書改められなかつたのは、旧稿で述べたように、おそらくこの写字生は、十月を第二節に記されているヒムヤル王のナジュラーンへの進軍が行なわれた月、十一月をハーリスをはじめとする市民達が殉教した月と解し、この二つの月の間に矛盾を見出さなかつたことによるのであろう。そしてさらに後になつて、第一節に記された十月という暦月を迫害の行なわれた真正な月と誤解した別の写字生により第二十節の月名が「十一月」から今我々が見るような「十月」に書変えられてしまつたのであろう。

迫害の経過に目を移すと、『殉教録』の記事は大筋では『第一の書簡』のそれに従つてゐるというものの、ナジユラーンの教会の放火炎上の記事が欠けていたり、所謂ヒムヤル王の書簡とその後に続くヒーラで入手された情報が混同されていたりして、『殉教録』の作者が資料とした『第一の書簡』の写本は、既にかなり改竄されていた模様である。いずれにせよ、右記の混同が正されると、『殉教録』では迫害は三日（ことによると二日）にわたつていた。ハーリスと彼の同士達は、彼等の妻達と同日——貴婦人母子の前々日——に殉教している。

原本の第二十節にハーリス等の殉教の日として記されていたと思われる五二三三年十一月二十四日という年代

再びナジユラーンの迫害について 蘭

は、既に見た二つの『書簡』から得られた情報とも符合する。この日は金曜日に当たつており、翌日の土曜日に処刑が中断された理由は、【第二の書簡】を検討した際に述べた。

四、『ヒムヤルの書』

この史料の年代に関する記事は、これまでに検討した他の三史料のそれに比べて、遙かに詳しくまた内部整合的である。しかし旧稿でも強調したように、そのことは必ずしもその記事 자체が歴史的に正しいということは意味しない。本書の迫害の経過に関する記事が、他の諸史料、就中【第一の書簡】のそれとは著しく食違っているのを見る時、筆者は本書の史料的価値について懷疑的にならざるをえない。

旧稿では、本書と最も共通点の多い【第二の書簡】の迫害のクロノロジーから本書のそれに至る変化の過程の一例を仮説として掲げた。しかし、本書を含めて迫害に関する諸史料を改めて検討した結果、現在は筆者自身この仮説に対しかなり懷疑的になつてゐる。実のところ、【ヒムヤルの書】の作者が【第二の書簡】を資料として使用したことの明確に示す証拠はない。それどころか、史料の再検討の結果は、この点についてむしろ否定的である。ここでは、先に第一・第二の両【書簡】の間の直接関係を否定するのに用いた論法を適用し、次のように言つことが出来るであろう。即ち、もし仮に【第二の書簡】が【ヒムヤルの書】の作者によつて資料とされたのなら、前者の主要資料の一つであつた²Sの記事の少なくとも断片程度は、後者の中に見出せる筈である。ところが筆者の見る限り、【ヒムヤルの書】の中にSに由来することが確かな記事は皆無である。【第二の書簡】と

『ヒムヤルの書』の問には、たとえばナジュラーンの迫害が五一八年十一月に行なわれたということを示唆する記事、この迫害が火曜日に始まつたという記事、さらにはこの迫害に先立つザファールの迫害に関する殆ど同一の記事のよう、共通の部分が少くないが、それらもすべて³²S以外の資料に由来しているのである。そこから、『ヒムヤルの書』の作者は、S²はもとより『第一の書簡』にも依拠しておらず、『ヒムヤルの書』と『第二の書簡』の記事の間に類似点が見出せるのは、両書の作者が共通の資料（但しS以外の）を使用したことによる、という結論が導き出せる。

『第一の書簡』と『ヒムヤルの書』の関係についても同様のことが言える。後者の中に上述の如くS²の記事の断片も見当たらぬ以上、このS²を二大資料の一つとして編まれた前者が、後者の作者により資料として使用された筈はない。他方、『ヒムヤルの書』の第二十五章に載録されていた筈の、ヒムヤル王からアル・ムンジルへ宛てた書簡の内容が、写本欠損の為今日に伝わらぬのは誠に残念である。³³『第一の書簡』に再録されているS¹に由来する同王の書簡とこれとを比較出来れば、『ヒムヤルの書』の作者が果たしてS¹を資料として使用したか否かを明らかにしえたであろうに。

いずれにせよ、先にも述べたように、本書の伝える迫害の経過の詳細は、他の諸史料、就中『第一の書簡』のそれとの相違が大きすぎるという理由により、歴史的事実を正しく伝えていけるとは認め難い。また本書のクロノロジーと『第二の書簡』末尾の日付とが符合するという事実も、既に見たように、当時五一八年という年がナジュラーンの迫害の年代の可能性の一つとして流布していたということや、両書の作者が使用した資料の中には共

通のものもあったということを示しこそそれ、本書のクロノロジーや『第二の書簡』の日付そのものの歴史的真正性を証明する力はない。この種の文書には稀に見るほど内部整合的な本書のクロノロジーは、筆者にはやはり作者による作為の所産と思われる。

おわりに

ナジュラーンの迫害に関する主要四史料を改めて検討した結果、明らかになつたことをまとめると次のようになる。先ず史料相互の関係から要点を挙げると、

(1) 『第一の書簡』は通説に反してシメオンの作ではなく、彼の二通の書簡S¹とS²をもとに、後日別の人物によって編まれた一種の殉教録である。S¹はナジュラーンの迫害の約二ヶ月後にラムラにおいて認められ、その中の迫害に関する記事は、ヒムヤル王ズー・ヌワースからアル・ムンジル宛てた書簡と、この書簡をもたらしたヒムヤル王の使者の口頭報告に基いていた。一方S²はその少し後にヒーラにおいて認められ、ナジュラーンのキリスト教徒の手による迫害の記録と、これを託されてヒーラに戻った使者自身の口頭報告から得られた新しい情報を内容としていた。

(2) 『第二の書簡』をシメオン作と主張するシャヒード説は認め難い。また作者如何に拘らず、この書の記事が『第一の書簡』に多くを負っていることは認めよつとする一般の傾向にも従えない。やはり一種の殉教録である本書は、S²に由来する記事と、他の出處不明の記事によつて構成されていて、『第一の書簡』との間に共通点が見

出せるのは、両書の作者が共にS²を資料として使用したことによる。尚、本書のS²に由来せぬ記事の出處は未詳であるが、その中には『ヒムヤルの書』の記事と共通する部分が少くない。

(3)『アレタス殉教録』の作者は、前半のナジュラーンの迫害に関する部分には、『第一の書簡』を重要資料の一つとして使用している。但し使用された写本は既にかなり改竄されていた模様である。旧稿でも述べたように、本書は『ヒムヤルの書』には依拠していない。

(4)『ヒムヤルの書』の作者が『第二の書簡』を直接の資料として使用した可能性は極めて薄い。両書の記事の間に類似点が見出せるのは、両書の作者が共通の資料を使用したことによると思われる。尚、本書の作者はS²も『第一の書簡』も参照していないが、S¹との関係については写本欠損の為不明である。

次にこれらの史料の年代関係の記事を見ると、

(1)『第一の書簡』がシメオン自身の作ではないことが判明した現在では、この書の史料的価値を旧稿におけるほど高く評価することは出来ない。しかしそれでも、シメオンが事件の数ヶ月後に、加害者・被害者双方の当事者から得た情報に基いて記した二通の書簡の記事をもとに編まれたこの書は、ナジュラーンの迫害の年代を論ずるにあたっては、尚最も基本的で重要な史料である。したがつて、他の史料の記事の正否を判断するに際し、原則として本書の記事を評価の規準とするといつては旧稿と變りない。本書の冒頭に記されているシメオンのヒーラ出発の日付（五二四年一月二十日）は、シメオン自身を情報源としているだけに信憑性は高い。迫害の経過については、旧稿に記したことに追加・変更はない。

再びナジュラーンの迫害について 蘭

(2) 相矛盾する複数の伝承を、人為的に調整もせずにそのまま並記している感のある『第二の書簡』は、作為に強すぎる『ヒムヤルの書』などよりも史料的価値は高い。本書の年代関係の記事について、旧稿で述べたことに変更はない。迫害の年代として本書に五「一八年、五二二年、五二三年」という二つの可能性が挙げられているのは、當時この事件の年代に関してこれら三つの伝承が流布していたことを示しているのではないか。

(3) 『アレタス殉教録』についても、旧稿における議論が依然殆どそのまま有効である。ただ、第一節に記されている年代に関して、本稿において新たに、財政年度の「第十二年」から「第二年」への書換えよりも、他の二つの年代の添加の方が先に行なわれたということが判明した。またこれにより、付加えられた二つの年代の間に矛盾が見られるのは、写字楼が不注意に犯した誤りではなく、さらにこの二年代と相容れぬ財政年度と並べて、當時ナジュラーンの迫害の年代に関して流布していた三つの伝承を示す為ではなかつたのか、という新解釈が可能となつた。

(4) 『ヒムヤルの書』についても、『第二の書簡』との関係を除けば、旧稿に記した結論に変更を要する箇所はない。他の三史料、就中『第一の書簡』と相容れぬ本書独自の記事を積極的に支持する論拠は、その後も提出されていない。

以上の論考を通じて、四史料の性格や史料相互の関係について旧説をかなり改めたにも拘らず、ナジュラーンの迫害の年代に関しては、旧稿後篇の最後に示した結論を変更する必要のないことが明らかになつた。即ち、この迫害は西暦五二三年十一月二十四日前後に行なわれた。しかしその後暫くして、遅くとも『第二の書簡』が編

まれた頃には、既にこの事件の年代に関する「五一八年」、「五一九年」、「五一〇〇年」の三伝承が流布していた。最初の伝承は、おそらく第一回目のキリスト教徒迫害——これに対してもエチオピアのアクスム王は、その後(五一八年十月前後)報復的遠征軍を派遣した——との混同によって生まれたのである。二番目の伝承については、ナショナル・ローンの攻撃で頂点に達する第二回目の迫害が、既に前年(即ち五一〇〇年)の六月に始まっていたりと想われる⁽³⁴⁾が、ナショナル・ローン市民の殉教の年にについての程度の混乱が生じてゐる。異を挿むほどのことはなまじに間違ふよ。尚、旧稿末尾の年表も、『第一』の書簡の成立年代への記述を除けば、他に変更すべく箇所はない。

註

- (1) 「ナショナル・ローンの迫害の年代について——」「トーネバム殉教録」の伝える年代——】『史学雑誌』第九五編第四号(一九八六年四月)一一二二頁〔前篇〕、並びに「ナショナル・ローンの迫害の年代について——古典シリア語】『史学』伝える年代——】『東洋学報』第六七卷第一・二号(一九八五年十一月)八一—一〇九頁〔後篇〕。以上二篇の拙稿は元来一本の論文(一九八五年七月脱稿)として準備されたが、発表の便宜上後日二つに分けた。後篇が先に出たのは掲載スケジュールの都合による。
- (2) J. Halevy, "Examen critique des sources relatives à la persécution des chrétiens de Nedjran par le roi

juif des Himyarites", *Revue des Études Juives*, 18, janvier-juin 1889, p. 16-42 et 161-178.

(34) I. Guidi, "La lettera di Simeone vescovo di Beth-

Ansan sopra i martiri omeriti, pubblicata e tradotta dal Socio ...", *Atti della Reale Accademia dei Lincei*, serie 3a, Memorie della Classe di Scienze morali, storiche e filologiche, vol. VII, Roma, 1881, p. 471-515.

(4) Th. Nöldeke, *Geschichte der Perser und Araber zur Zeit der Sasaniden*, Leiden, 1879, p. 185, n. 1.

(5) A. Dillmann, "Zur Geschichte des Axumitischen Reichs im vierten bis sechsten Jahrhundert", *Abhandlungen der Königlichen Akademie der Wissenschaften*

- (zu Berlin, Philos.-histor. Klasse, 1880, Abh. I, p. 35-37.
- (6) J. H. Mordtmann, "Die himyarisch-äthiopischen Kriege noch einmal", *ZDMG*, 35, 1881, p. 696-700.
- (7) Halevy, *op. cit.*, p. 32-33, 38-42 et 161-165.
- (8) A. Moberg, *The Book of the Himyarites, Fragments of a Hitherto Unknown Syriac Work*, Lund, 1924.
- (9) 現稿前篇の註21-23を参照され。°
- (10) I. Shahid, *The Martyrs of Najrān, New Documents*, Bruxelles, 1971.
- (11) 現稿後篇の註22を参照され。°
- (12) Cf. A. Guillaumont, "I. Shahid, *The Martyrs ...*" (compte rendu), *Revue de l'histoire des religions*, 188, 1975, p. 213-215; L. Van Rompay, "The Martyrs of Najrān, Some Remarks on the Nature of Sources", J. Quaegebeur (ed.), *Studia Pauli Naster Oblata II: Orientalia Antiqua*, Leiden, 1982, p. 302, n. 7.
- (13) Shahid, *op. cit.*, p. 113-131.
- (14) *ibid.*, p. 117-119.
- (15) *ibid.*, p. 114-115.
- (16) Halevy, *op. cit.*, p. 32 et 38-39.
- (17) Shahid, *op. cit.*, p. 115.
- (18) *ibid.*, p. 119-120.
- (19) Halevy, *op. cit.*, p. 161.
- (20) *ibid.*, p. 38-39.
- (21) Shahid, *op. cit.*, p. 115-117.
- (22) Halevy, *op. cit.*, p. 32-33.
- (23) Cf. I. Shahid, "Byzantino-Arabica: The Conference of Ramla, A.D. 524", *Journal of Near Eastern Studies*, 23, 1969, p. 116-119.
- (24) ノキトトヨハツレザ、現稿「ノキトトヨハツレザ」ニテハ研究状況「ノキトトヨハツレ」第一十九卷第一号(一九六九年四月)一一六-一一三頁を参照され。°
- (25) ハヤヌーヌ出(*The Martyrs ...*, p. 119)ノキトトヨハツレ後半(即ハ国ノハツレ)ハ云々と云々ハ田村トヨハツレハリスル。
- (26) Cf. *ibid.*, p. 118: "..... he apparently decided to assign some episodes, e.g. Ruhayma [= Dawma] and her daughters, to the first part of his new letter [= S] either for dramatic effect or because otherwise the second part of the new letter containing new information gathered at Hirra would have been overweighted and made considerably longer than the first part which told of what he had heard at Ramla."

(27) *ibid.*, V.C, 23-25 (texte syriaque); p. 53 (traduction anglaise).

(28) 「ヘンタペ殉教録」の第三章セレム説をふる、トト

ハ・ハベトローハ出せば、ハ四五年シ題ハ特
ヘルセ（M. van Esbroeck, "L'Éthiopie à l'époque de

Justinien: S. Arethas de Negrân et S. Athanase de
Chysma", *IV Congresso Internazionale di Studi
Etiopici (Roma, 10-15 aprile 1972)*, t. I, Roma, 1974,

p. 138.)^o

(29) Shahid, *The Martyrs*, p. 123.

(30) クラウス（G. L. Huxley, "On the Greek
Martyrium of the Negranites", *Proceedings of the
Royal Irish Academy, Section C*, vol. 80c(3), 1980, p.

43）アヘトハ・ハベトローハ出（*op. cit.*, p. 128）の事に
貳ムヌエハビ、ハベトヘヌ帝の治世年が「第六年」
ハ語れヌエハセ單ヌ誤リと一般に解やれども。
ハ語れヌエハセ單ヌ誤リと一般に解やれども。
ハ語れヌエハセ單ヌ誤リと一般に解やれども。

(31) 田稿前篇に註6を参照のり。

(32) Shahid, *The Martyrs*, II.A, 5-47 (texte syr.),
p. 44-45 (tr. angl.); Moberg, *op. cit.*, 7a, 1-8a, 3 (texte
syr.), p. cv (tr. angl.).

(33) 【エスヤルの書】の第一十章は、本文部分の原本が

欠けていて表題しか残ねていなかった。その表題によれば、
この章はエスヤルの書簡が取載せていた。

(34) 南アフリカ碑文 (Ja 1028) 云々。